

栄養成分表示の義務化について

2015年4月1日に、食品表示法が施行となり、これまで栄養成分表示が任意であった加工食品について原則として、全ての消費者向けの加工食品及び添加物への表示が義務付けされることとなりました。

▼栄養成分表示の表示内容

義務		エネルギー	たんぱく質	脂質	炭水化物	食塩相当量※1
任	推奨	飽和脂肪酸	食物繊維			
意	その他	糖類	糖質	コレステロール	ビタミン類	ミネラル類

★また、推奨項目については、食品表示法第一章第六条に以下のように記載されています。

食品関連事業者は、一般用加工食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項の表示を積極的に推進するよう努めなければならない。

- 一 飽和脂肪酸の量
- 二 食物繊維の量

★栄養成分の量及び熱量に関しては、以下に該当する食品は省略できます。

- 一 容器包装の表示可能面積がおおむね30cm²以下であるもの
- 二 酒類
- 三 栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの
- 四 極めて短い期間で原材料(その配合割合を含む。)が変更されるもの
- 五 消費税法第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの

※1 ナトリウムの表示方法について

ナトリウム塩を添加していない食品に限って、任意でナトリウムの量を表示することができる。この場合において、ナトリウムの量の次に、括弧等を付して食塩相当量を表示することが必要。(その際、同じ枠内に記載することが必要。)

①基本ルール (対象食品の限定なし)

熱量	●kcal
たんぱく質	▲g
脂質	△g
炭水化物	■g
食塩相当量	□g

②任意ルール

(ナトリウム塩を添加していない食品)

熱量	●kcal
たんぱく質	▲g
脂質	△g
炭水化物	■g
ナトリウム	◎g
(食塩相当量)	(□g)

【参考】

(2)の場合の枠の取り扱い

熱量	●kcal
たんぱく質	▲g
脂質	△g
炭水化物	■g
ナトリウム	◎g
(食塩相当量)	(□g)

～編集後記～

栄養成分表示は、生活習慣病の増加や食生活の多様化が進む中、健康的な食生活をするための基礎的な情報となります。皆様の健康増進の為に栄養成分表示を活用してみたいはいかがでしょうか。弊社にて、栄養成分検査を承っておりますので、ご質問等ございましたら、お近くの営業所までお問い合わせ下さい。

